## 税務トピックス

平成26年1月1日発行 第14号

発行者:佐々木英子 税理十事務所 2014 **1** 

皆様、新年あけましておめでとうございます。ご家族・従業員共々健やかに新春をお迎えのことと お慶び申し上げます。

昨年中は、当事務所に対し格別のご厚情を賜り、ありがとうございました。本年もどうぞ宜しくお 願い申し上げます。

今年は、いよいよ消費税も8%に上がり、経済も回復基調にあると言われておりますが、何よりも皆様の事業が、干支の「馬」のように天高く馬肥ゆる1年となることを願っております。

これから一段と寒さも厳しい季節を迎えますが、どうぞ皆様、ご健康に留意され、ご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、年始のご挨拶と致します。

税理士 佐々木 英子

## 平成26年度 税制改正大綱

去る平成25年12月24日、平成26年度税制改正大綱が閣議決定されました。

ご承知の通り、本年4月より消費税率が5%から8%へ移行することを受け、所得税や法人税において 多くの改正点が示されています。

この税制改正大綱は、平成26年1月6日時点では、<u>国会を通っていないため確定ではありません</u>が、 現時点で示されている内の一部をご紹介いたします。

## ① 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止



東日本大震災による復興支援として設けられた復興特別法人税(法人税額×10%)について、当初予定されていた3年間から2年間に圧縮されることで、**『年前倒しとなり平成25年度末で終了**する見込みです。

ただし、個人所得税に課される「復興特別所得税」は予定通り課税され、**平成26年度の個人住民税** からは一律1,000円が上乗せされます。

## ② 軽自動車税の増税



車体課税の見直しは、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税の廃止が決まっていることから、 自動車税と軽自動車税に燃費性能に応じた新たな課税措置が導入されます。

維持費の軽さで人気の軽自動車に係る「軽自動車税」は、**平成27年4月以後に新規取得される新車**から、例えば自家用車は1万800円(現行7,200円)に1.5倍引き上げられます。二輪車等についても、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げられます。